

戦略企画部規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第36条に基づき設置する運営会議の業務を円滑に実施するため、運営会議の直下に設置する戦略企画部、および戦略企画部内に置く事業企画推進室に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 運営会議規則（JAHIS規則5号）第3条（業務）に記載された事項について運営会議が円滑に機能するために、予め関連事項について調査・検討・協議等を行う。

- 2 緊急の場合の戦略企画部会議には、正（副）議長の内少なくとも1名を加えた電子メール等の情報共有手段を用いた協議も含むものとする。
- 3 事業企画推進室は、各省庁対応の窓口、対外事業のとりまとめ、受託、請負事業のとりまとめ、および標準化を推進する。
- 4 本条第1項に係わらず、事業企画推進室がまとめた JAHIS 標準類提案の審議・採決を行うことができる。

(構成)

第3条 戦略企画部は、正（副）議長、正（副）戦略企画部長、正（副）事業企画推進室長、運営幹事、事務局長、事務局部長、事務局専任部長、戦略企画部長指名の専門職員で構成する。

- 2 戰略企画部長は必要に応じ、戦略企画部長が指名する第4条第5項で委嘱された特別委員を戦略企画部会議に参加させることができる。
- 3 戰略企画部長は、下部組織である委員会および臨時組織を設けることができる。

(選任)

第4条 戦略企画部長、1名以下の副戦略企画部長、運営幹事は、原則としてA会員が推薦する自社従業員の中から議長が指名し委嘱する。

- 2 正（副）事業企画推進室長は、原則A会員およびB会員が推薦する自社従業員の中から議長が指名し委嘱する。
- 3 正（副）委員長は、A・B会員の中から互選により選出し、戦略企画部長が委嘱する。但し、上記会員に適任者がいない場合には、戦略企画部長が適任者を指名し運営会議の承認を得て選出することができる。
- 4 委員会および臨時組織は原則A会員およびB会員の指名委員で構成する。但し、会員の中から戦略企画部長が指名し、運営会議で承認を得た者を委員に選任できるものとする。
- 5 会長は、戦略企画部長の要請により、会員以外の学識経験者、有識者等を特別委員として委嘱することができる。

(任期)

第5条 正（副）戦略企画部長、運営幹事の任期は2年とするが、再任を妨げない。

補充又は増員のため選任された場合は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 正（副）事業企画推進室長の任期は原則3年とする。

（職務）

第6条 正（副）戦略企画部長は、議長および副議長を補佐するとともに、戦略企画部を統括し、戦略企画部会議を主催する。

2 運営幹事は、担当部門等の業務分野および議長の定める業務を分掌する。

（辞任）

第7条 正（副）戦略企画部長、正（副）事業企画推進室長、運営幹事が辞任しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（意見の上程および審議の要請）

第8条 戰略企画部は運営会議に対し、運営会議業務に関する意見を上程し、審議を要請することができる。

2 戰略企画部会議での協議事項は運営会議に対して報告するものとする。

（定足数）

第9条 戰略企画部会議は、第3条第1項に規定する構成員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
なお、委任状は採用しない。

（活動記録の作成）

第10条 戰略企画部会議、第3条第3項の委員会および臨時組織で活動を行った場合には必ず電子化された議事録等活動記録を作成し、出席者等に配布するとともに、保存のため事務局に提出しなければならない。

附則（平成22年10月1日）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則（平成24年 6月 1日）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附則（平成25年2月7日）

1 この規則は、平成25年2月7日から施行する。

附則（平成25年8月20日）

1 この規則は、平成25年8月20日から施行する。

附則（平成26年10月21日）

1 この規則は、平成26年12月1日以降に専任の事務局長が就任した日から施行する。

附則（平成29年8月23日）

1 この規則は、平成29年8月23日から施行する。